

令和4年度

卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業実施法人

公募要領

令和4年6月

厚生労働省

1. 総則

卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業実施要綱(令和4年6月6日付薬生発0606第1号)に基づく事業を実施する法人の公募については、この要領に定めます。

2. 提出書類等

(1) 提出書類、部数及び提出方法

事業応募書(別紙様式)を作成し、書面により、以下のア～カを各1部、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課へ提出してください(郵送)。

また、ア～カの電子媒体を厚生労働省医薬・生活衛生局総務課へ提出してください(メール)。なお、電子媒体のファイル名は各ファイルがア～カのどれに該当するかがわかるようにしてください。

ア 事業応募書

イ 令和4年度卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業実施計画書(案)

ウ 令和4年度卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業積算内訳書(案)

エ イの応募者が特定できる部分を黒塗りしたもの

オ ウの応募者が特定できる部分を黒塗りしたもの

※申請者欄だけでなく、事業実施者名や地域名等の応募者を特定可能な情報は全て黒塗りしてください。

カ 法人の場合、法人の概要や経歴、定款(又は規約)、業務方法書など応募法人の活動が分かる資料

(2) 提出期限

令和4年6月27日(月)正午 必着

3. 交付予定額

以下の金額を目安に、令和4年度卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に基づき決定された金額を交付します。

18,346千円

4. 応募事業の審査

本事業の採択については、医薬・生活衛生局総務課において、応募要件(実施要項の第2を参照。)に該当する旨を確認した後、当省に設置する令和4年度卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業選定審査委員会(以下

「審査委員会」という。)の意見を聴いて定めた審査基準に基づき、審査委員会が以下の審査手順により、1事業実施者を採択します。

審査は非公開で行い、その経緯は通知いたしません。なお、提出された応募書等の審査資料は、返却いたしませんので御了承ください。

(1) 審査手順

ア 書類審査

審査委員会により、下記(2)の審査項目に基づき書類審査を実施します(提出書類については、上記2.(1)の提出書類、部数及び提出方法を参照してください。)

イ ヒアリング審査

必要に応じて、審査委員会により、応募者に対してヒアリング審査を実施します。

ウ 最終審査

書類審査及びヒアリング審査における評価を踏まえ、審査委員会において最終審査を実施し、事業を採択します。

(2) 審査項目

以下の①～④の事項において、総合的に優れている事業を採択します。

① 事業を実施するための体制について(業務遂行体制の妥当性)

以下の事項において、総合的に優れていること。

- ・ 事業を実施するために必要な体制(人員、事務処理体制、管理体制)を有しているか。
- ・ 事務処理能力(経験)を有する者が配置されているか。
- ・ 事業を的確に実施するために十分な管理運営能力があるか。
- ・ 実施する業務について十分な理解があるか。
- ・ 適切な研修プログラムを作成する能力を有しているか。
- ・ 事業の調査・検討結果を公表する方法を明確にしているか。
- ・ 借り入れ等の状況、決算及び予算の実施状況に問題がないか。

② 医療及び薬学教育に対する知見について(薬剤師の機能強化・専門性向上に関する知見の妥当性)

- ・ 卒後臨床研修による臨床的な実践能力の高い薬剤師の養成を含め、薬剤師の機能強化・専門性向上や卒後教育について十分な知見を有しているか。

③ 医療機関等の選定、研修内容等について

- ・ 8つの地域ブロックそれぞれから、地域の他医療機関・薬局等と連携可能な医療機関等を選定する体制を有しているか。

- ・ 実施要綱の別添、並びに厚生労働行政推進調査事業費補助金「薬剤師の卒後研修カリキュラムの研究」（研究代表者：山田清文 名古屋大学医学部附属病院教授）及び「令和3年度卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業」で得られた結果・課題も踏まえ、プログラムの内容、適切な研修期間の設定、研修施設の選定を行うこととしているか。
- ・ 研修の効果測定（アウトカム評価）を行うこととしているか。
- ・ 研修後に研修プログラムの実用性を確認するとともに、課題等を抽出・整理し、その結果を踏まえ卒後臨床研修のあり方等について検討を行うこととしているか。
- ・ 検討結果を踏まえ、卒後臨床研修プログラムを含む卒後臨床研修の実施のためのガイドライン（案）を策定することとしているか。

④ これまでの研修事業を実施した経験や実績について

- ・ 薬剤師の卒後臨床研修について十分理解し、目的（卒後臨床研修による臨床的な実践能力の高い薬剤師の養成等）に即した研修を実施した経験及び実績がある、又は、同経験及び実績を有する医療機関等の関係者が参画している法人であるか。
- ・ 過去に実施した薬剤師の卒後臨床研修がある場合、当該研修の実施結果を踏まえ、研修内容の見直し・改善を行っているか。

(3) 審査結果の通知等

審査結果については、審査委員会における最終審査が終了次第、速やかに応募した者に対して通知する予定です。

なお、補助金については、採択の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付されることとなります。

5. 留意事項

- (1) 本事業の事業応募書等の作成にあたっては、別添の交付要綱（案）及び実施要綱を参照してください。
- (2) 事業の一部を再委託する場合には、再委託先の積算内訳を明確にすること。また積算根拠については事前に確認する場合がありますので、可能な範囲で詳細に記載すること。
- (3) 本事業の開始日は基準額通知の発出日以降の実際に事業を開始する日となり、本事務連絡で依頼する事業応募書等の作成のために支出した経費は補助の対象外となるので、留意してください。
- (4) 本事業は、原則精算払いとなるので、留意してください。

6. 応募・審査スケジュール

6月27日（月）正午 各事業実施者からの提出締め切り

※応募書の提出を予定する場合は、その旨について、令和4年6月20日（月）までに厚生労働省医薬・生活衛生局総務課宛連絡（電話、FAX、メール等）をお願いします。

7月中旬 国において審査

7月下旬 国から基準額通知の発出（内示）

8月中旬 交付申請書の締め切り

9月上旬 交付決定

※上記スケジュールは目安であり、諸般の事情により変更されることがあります。

7. 提出先・照会先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

川上（内線 2725）kawakami-takahiro.lf0@mhlw.go.jp

※問合せ時間は、平日の午前9時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）とします。